児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

00	\bigcirc	法	\bigcirc	\bigcirc	$\overline{}$	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	$\overline{}$	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
こども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)(抄)(第十五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成二十三年政令第四百二十六号)(抄)(第十三条関係) ・・・・・・・・8	施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)(抄)(第十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)(抄)(第十二条関係)・・4	(第十一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)(抄	特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)(第十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・4	健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)(抄)(第九条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)(抄)(第八条関係	活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)(抄)(第七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・3	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)(抄)(第六条関係) ・・・・36	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号)(抄)(第五条関係) ・・・・・・3	第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百一号)(抄)	消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)(抄)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・31	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(抄)(第一条関係)

第一条の二 (略) 第一条の二 (略) ② 法第六条の三第一項第一号の政令で定める。 認めたものとする。 (新設)	二 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で教育施設への入学が予定されている者であること。しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定めるしくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定めると。しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若という。)その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若という。)その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若という。)その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若という。)を校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定	、次に掲げる事情とする。 ④ 法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情はる者とする。 の他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けてい援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所そ	支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活の、法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生立生活援助が必要と認めた者 前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自	第一条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除さる措置を解除された者以外の者であつて、次の各号のいずれかに を開除された者以外の者であつて、次の各号のいずれかに 地第二十三条第一項に規定する児童自立生活援助」という。)の 第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。)の 第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。)の 第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。)の お第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助(次号及び を解除された者以外の者であつて、次の各号のいずれかに のこむ	改	
援知前				第一条 ② 法第二条の自立のために の自立のために ものとす	現	(傍線部分は改正部分)

定めるものであること。

活動を行うことが困難な者であること。四一疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向け

界二条 (略)

を内閣総理大臣に報告しなければならない。 きは、都道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、その旨保護施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したと② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四第一項に規定する一時

習会について行うものとする。いう。)の指定は、内閣府令で定める基準に適合する施設又は講条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」と第三条の二 法第十三条第三項第二号の施設又は講習会(以下この

②~④ (略)

- 部首守県印事に報告しなけてばならない。 始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の) 法第十三条第三項第二号の指定を受けた施設の長は、毎学年開
- 習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。該講習会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講⑥ 法第十三条第三項第二号の指定を受けた講習会の実施者は、当都道府県知事に報告しなければならない。

- のとおりとする。 第二十三条 - 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次

〜三 (略)

近接する場所に学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校四 結核にかかつている児童のために、第一号に規定する病室に

第二条 (略

の旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。たときは、都道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、そ保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更し② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時

習会について行うものとする。いう。)の指定は、内閣府令で定める基準に適合する施設又は講条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」と第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会(以下この

② (略)

- 都道苻県印事こ報告しなければならない。 始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の⑤ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開
- 習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。該講習会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講⑥ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当都道府県知事に報告しなければならない。

7~⑪ (略

のとおりとする。第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次

一~三 (略)

近接する場所に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四 結核にかかつている児童のために、第一号に規定する病室に

るべきことが明らかであること。支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われために、同法第八十一条第三項に規定する義務教育に係る特別ているか、又は当該病院に入院中の結核にかかつている児童の(小学部及び中学部が置かれているものに限る。)が設置され

該各号に定める額とする。 する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当 号に掲げる通所給付決定保護者(法第六条の二の二第八項に規定 において「障害児通所支援負担上限月額」という。)は、次の各 において「障害児通所支援負担上限月額」という。)は、次の各 において「障害児通所支援負担上限月額」という。)は、次の各 所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政 第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通

~六 (略

い。の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであるこの派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであるこ項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員院中の結核にかかつている児童のために、同法第八十一条第三にいるものに限る。)が設置されているか、又は当該病院に入七十二条に規定する特別支援学校(小学部及び中学部が置かれ

一六 (略)

一~三 (略)
む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のと法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項て治療を行うものに係る法第二十一条の五の十五第三項第五号(② 指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由のある児童に対し

<u>〜</u> (略

おりとする。

規定は、第二十二条の七各号に掲げる規定とする。 大第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律の一つの第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二十二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項、第二第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第三項第五号の二(法第

第二十五条の十一 (略)

(削る)

ある児童に対して治療を行うものを除く。)に係る法第二十一条第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由の

√三 (略)

用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項において準るものに係る法第二十一条の五の十五第三項第五号(法第二十一② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供す

~三 (略)

第二十五条の十の二(略)

第二十二第一項 替える規定 法の規定中読み 技術的読替えは、 五条の十一 次の表のとおりとする。 指定通 業者であつた者等 読み替えられる字句 指定障害児通所支援事 法第二十 所支援の事業 一条の五の二十二 機関の設置者であ 読み替える字句 指定発達支援医 つた者等 一第二項の規定による 療

援を提供するものを除く。)に係る法第二十一条の五の二十四第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者(医療型児童発達支

機関の運営

する。の五の二十四第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりと

一~六 (略)

の政令で定める法律は、次のとおりとする。て治療を行うものに係る法第二十一条の五の二十四第一項第十号② 指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由のある児童に対し

一~三 (略)

えは、次の表のとおりとする。 第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読替

(略)	(略)	(略)
ら第十四号まで		
まで又は第八号か		
第一号から第六号	次の各号	
項の指定の申請		
二十四条の二第一		
入所施設に係る第		
一項の指定障害児		十五第三項
第二十四条の九第	第一項の申請	第二十一条の五の
		える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替

えは、次の表のとおりとする。第二十七条の十一法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替

第
準用
K

一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一~六 (略)

める法律は、次のとおりとする。 るものに係る法第二十一条の五の二十四第一項第十号の政令で定② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供す

一~三 (略)

えは、次の表のとおりとする。 第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読替

(略) (`	定	童	次				十五第三項	第二十一条の五の 第	える規定	法の規定中読み替 読
(略)	第七号を除く。)	の申請にあつては	一発達支援に係る指	次の各号(医療型児					一項の申請		読み替えられる字句
(略)		ら第十四号まで	まで又は第八号か	第一号から第六号	項の指定の申請	二十四条の二第一	入所施設に係る第	一項の指定障害児	第二十四条の九第		読み替える字句

入所施設に係る第		一する第二十一条の
一項の指定障害児		三項において準用
第二十四条の十第	第一項の申請	第二十四条の九第
(略)	(略)	(略)
		える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替

(略)	(略)	(略)
ら第十四号まで		
まで又は第八号か		
第一号から第六号	次の各号	
申請		
項の指定の更新の		
二十四条の二第一		五の十五第三項

五の十五第三項

的読替えは、次の表のとおりとする。 第二十七条の十の二 法第二十四条の十三第二項の規定による技術

(路)	(略)	(略)
十四号まで		
で又は第八号から第		
第一号から第六号ま	次の各号	
定の変更の申請		
四条の二第一項の指		五の十五第三項
所施設に係る第二十		する第二十一条の
一項の指定障害児入		三項において準用
第二十四条の十三第	第一項の申請	第二十四条の九第
(略)	(略)	(略)
		える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替

的読替えは、次の表のとおりとする。
第二十七条の十五 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術

法の規定中読み替

十五第三項 第二十一条の五の える規定 読み替えられる字句 都道府県知事は 市町村長は 読み替える字句

_	第
的読替えは、	二十七条の十の二
次の実	
次の表のとおりとする。	- 1
	第二項
	三第二項の規定による技術
	技術

(略)

(略)

(略)

定の申請にあつては 童発達支援に係る指 次の各号(医療型児

ら第十四号まで 第一号から第六号

申請の指定の更新の二十四条の二第一

第七号を除く。

、第七号を除く。) 定の申請にあつては 十四号 定の申請にあつては 十四号 おいま かいま かいま かいま こうに かいま			-	第	定の変更		0		第二十四条の九第 第一項の申請 第二十日	(略) (略) (略)	える規定	法の規定中読み替 読み替えられる字句 読み替	自言者之に一次の気のですいうできる
	十四号まで	で又は第八号から第		第一号から第六号ま	定の変更の申請	四条の二第一項の指	所施設に係る第二十	一項の指定障害児入	第二十四条の十三第	(略)		読み替える字句	

十五第三項 第二十一条の五の	える規定中読み替	的読替えは、次の実第二十七条の十五 ヰ
都道府県知事は	読み替えられる字句	(の表のとおりとする。
市町村長は	読み替える字句	

次の各号	第一
各号	項の申請
まで、第五号から第一号から第三号	八第一項の申請第二十四条の二十

第

項の申

請

八第一項の申請第二十四条の二十

童発達支援に係る指

第十号まで、第十まで、第五号から

定の申請にあつては

第七号を除く。

次の各号

(医療型児

第

一号から第三号

的読替えは、次の表のとおりとする。第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術

(略)	(略)	(略)
二号又は第十三号		
第十号まで、第十一		
まで、第五号から		
第一号から第三号	次の各号	
の申請		
条の二十八第一項		項
準用する第二十四		条の五の十五第三
九第四項において		準用する第二十一
第二十四条の二十	第一項の申請	八第二項において
市町村長は	都道府県知事は	第二十四条の二十
(略)	(略)	(略)
		える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替

いては、現にその保護に当たつている児童福祉施設の長、家庭的停止し、又は他の保育の利用等若しくは措置に変更する場合にお又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等第二十八条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都

的読替えは、次の表のとおりとする。 第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術

略

略

略

一号又は第十三号

(略)	(略)	(略)
		(4/1)
二号又は第十三号	、第七号を除く。)	
第十号まで、第十	定の申請にあつては	
まで、第五号から	童発達支援に係る指	
/)	次の各号(医療型児	
の申請		
条の二十八第一項		項
準用する第二十四		条の五の十五第三
九第四項において		準用する第二十一
第二十四条の二十	第一項の申請	八第二項において
市町村長は	都道府県知事は	第二十四条の二十
(略)	(略)	(略)
		える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替
	どの君のとおりとうる	自記者ジに どのま

いては、現にその保護に当たつている児童福祉施設の長、家庭的停止し、又は他の保育の利用等若しくは措置に変更する場合にお又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等第二十八条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都

し、 フはこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合において を所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続 とができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に より、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応する 第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定に 医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条 保育事業等を行う者又は法第七条第二項に規定する指定発達支援

一~三 (略) 道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。 第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都

五 (略)

その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その算定した当該指導に従事する職員の給与費その他の経費の規定する指導に係る児童の数等を考慮して定める基準によ 定する指導に係る児童の数等を考慮して定める基準によつて 法第五十条第六号の 、条第 四に掲げる費用につ 項 (第二号又は第二 いて 七条第 は 項 内 (その費用 第 閣 **総理大** 額 一号に

保育事業等を行う者又は法第六条の二の二第三項に規定する指定保育事業等を行う者又は法第二十の元年で現定に対し、活二十歳に達するまで、引き続きその者を児童福原応することができるようになるまで、又はその者が社会生活にの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、これら三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、法第発達支援医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第

一〜三 (略) 道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。 第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都

四、法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一四、法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一段収金の額を控除した額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは立て現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときはいて現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるといて現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるとさは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から内閣総理大臣が児童福祉定による費用の額とする。)から内閣総理大臣が児童福祉定による費用の額とする。)から内閣総理大臣が児童福祉では、予済を関係であると、当該費用の額とする。)から内閣総理大臣が定した児童福祉を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象による。

五(略)

(新設)

る。 のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとす)を超えるときは、 当該費用の額とする。

入があるときは、その収入の額を控除するものとする。) を超該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収該事業に従事する職員の給与費その他の経費の額(その額が当 えるときは、当該費用の額とする。

額に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した 。)から内閣総里大兵控除するものとする。 用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額をの他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費生活援助事業に従事する職員の給与費、利用者の日常生活費そ 考慮して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した児童自立活援助を行う場所の種類、当該場所の所在地による地域差等を 法第五十条第七号の三に掲げる費用については、 から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用)を超えるときは、 当該費用の額とする 児童自立

(新設

収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用収入の額を控除するもの費用のための収入があるときは、その常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要る一時保護施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日が定める基準によつて算定した法第十二条の四第一項に規定すが定める基準によって算定した法第十二条の四第一項に規定する。) の額とする。)

十二·十三

理大臣が法第二十一条の十八第一項に規定する家庭支援事業の匹。法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総

六 七

(新設

額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用のの職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他定める基準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設、 法第五十条第八号に掲げる費用については、内閣総理大臣が するものとする。)を超えるときは、 当該費用の額とする。)

九 • + 略

(新設

9 -

度にお ときは、 あるときは、 よる徴収 によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第一 類等を考慮 いて現に要した当 事する職員 「該費用の 金 その収入の の額を控除した額 して定 0) 額とする。 給与費その める基準に 額を控除するものとす 「該費用の よ 他 から内閣総理大臣が定める基 額 \mathcal{O} 7 経 (その 費の 算 定 費用 額 L た当 (その る。 \mathcal{O} ため 該 額が 二項 家 を超えるの収入が 庭 支援 \hat{o} 規

主(略

- (略)

この で で 切り 規定及び \mathcal{O} が規定を法第必要な援助、 法第二法第二 十五 政令の規定により、 規定により、 5助、法第二十一条の五の十五第六項及び第七項(これら二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する3第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等2の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの 規定による関係 一条の五 童 項 相 童相 談 都道府県が処理することとされている事相談所設置市が処理する事務は、法及び 所 の十六第四 所置市 村長に対する通知等、 項におい て、 て準用する場合を 五 + 条の 法及び

並びに法第四十四名 意見等、 福祉 にを の二十四 七条の三 画) とする。 に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町 |条の| の三の規定による質問等、項に規定する障害児通所給 の定 項の規定による作成等、 十三までの規定による指し規定並びに第四十四条の 九条 0) この場合に があ の四第三 規 定に るものを除 よる関 項の規定による勧告等 おいては、 掲げる事務に係 四条の八及び第四十四条の十か 法第五十七条の三の四第一 相談所設置市が行う法第三法第三十三条の二十三の二 定事務受託法人の指定等 Ħ. 一項に規定するする中の規定による市場で規定による市場では援助 関する事務 第七項まで

まする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて第五十九条の四第四項の規定による勧告等に関する事務を除く。四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十三の三の規定による質問等、法第五十七条の三の四第一項及び第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の る規定 特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関す 相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用がある のとする。 (前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。) は、児童

7

理当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは明第二号(イを除く。)」と、法第十三条第二項中「、第二十七条第一項第三号(イを除く。)」と、法第十三条第二項中「、第二十七条第一項第三を除く。)」と、法第十三条第二項中「、第二十七条第一項第三号(イを除く。)」とあるのは「家庭」と、法第十二条第一項第三時、第二十七条第一項第三時、1000年間の研修を除く。)並びに第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに第二項第二号(イを除く。)に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務項第二号(イを除く。)に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務 「育トーを育っ夏をようです。」「有トーを育っ夏をよっている。とあるのは「技術」と、各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「児童」と、「技術並びに助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びにつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援って対の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正から、第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「 とあるのは 「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一 「行う」と、 法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町

> (があるものとする。)、児童相談所設置市 に関する規定として児童相談所設置 市

> > 適

とあるのは 「行う」と、法第十八条第二項中 村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項 「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第 の十六第四項において準用する場合を含む。 「児童相談所長又は市町村長」 通項でかか

るのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、第二号及び第二号」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「児童相談所と」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「児童相談所と」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「豊用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市のは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市のは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市のは「費用」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設(都道府県の設置するのは「児童福祉施設」と、第三十八条第三号中「費用(都道府県の設置するのは「児童福祉施設」といるのは、第三十八条第三号中「費用(都道府県の設置するのは、1000円では、1000円が、1000円では、100 (く。) 」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置する 祉一旗、 道府県が設置するも項及び第四項中「児 の童

についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第

府県が設置するものを余い。、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「5三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児 は「児童福祉施設(都道第一号及び第二号」と、「児童相談所と」と、第 Ł, 第

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定とお第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保、法第三十四条の五第一項の規定による障害児童所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童をおりませた。 は、適用しない。による児童福祉施設

(9)

用しない。 児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都

等」という。)、 る質問等及び同法第三十 兀 |条の 項に う。)、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活九の二第一項第二十一号において「障害児通所支援事業規定する障害児通所支援事業等(第八項及び第百七十四 て「児童自立生活援助事業」という。 育事業」という。)に係る同法第三十四条の五の (第八項及び第百七十 同 規定、 兀 まで及び 九の する小規模住 四条の六の規定による制限 項 居 四条の四十 型児童養育事業 一号において「小規模 養育事業(第八項及び第いう。)又は同法第六条十九の二第一項第二十一 第百七· 規定に 住居

等及び同法第三十 四条の四十九の二 三第十七項に規定する意見表明等支援事業て「社会的養護自立支援拠点事業」という。 (第八項及び第百七十四条の四十九の二第同法第六条の三第十六項に規定する社会的 する親子再統合支援 る親子再統合支援事業(第八項及び、は停止の命令、指定都市が行う同法の規定による質問等及び同法第三十 項第二十二号におい いう。 型児童)に係る同 -四条の 第 四条の七の四の規定による制限又は停止の命令係る同法第三十四条の七の三の規定による質問第一項第二十二号において「意見表明等支援事労一項第二十二号において「意見表明等支援事業(第八項及び第百七十9る意見表明等支援事業(第八項及び第百七十9な話機点事業」という。)又は同法第六条の . て 一 親子再統合支援 項及び第百七十 いう。 法第六 十四条の六日 第 条の 養護自立 事 項 業」 第二 应 の同 |条の 規法 十二号におい 十二号この、一支援拠点事業 定による制 兀 . う。 十九 項 E 应 の -規制限の

二第一項第二十三号において「病児保育事業」という。)に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置では、第三項から第三十一条第五十六条の規定による質問等、同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十一条の三の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の規定による検査、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の規定による情語、同法第五十一条の三の四第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の四第一項に規定する障害児通所給付費等の支治に係る同法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九の二第一項に規定する審査でにおり、同法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務でによりとする。この場合においてはよる勧告等に関する法律中都道府県に関する規定による質問等、同法第五十五条の別定による方でにおいては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律がでに対しておいては、第三項がよるが表別では、指定都市に関する規定として指定事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定事務に係る規定として指定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定を終した。 項に 十に 兀 が あ 時預かり事業」という。 項及び第百七十四条の四. 市が行う同法第六条の三. おいて「病児保育事業」という。事業(第八項及び第百七十四条の等、指定都市が行う同法第六条の の三 四十 が行う同法第六条の三第十三)に係る同 第 七 項 規 定 日条の四 する 第三十四条 都市が設置の四十九の 時 預

の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項及び第四十四条の八及び第四十四条の十十九条の四第四項の規定による指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九一項に規定による指定事務受託法人(同法第五十七の三の四第四項の規定による指定事務で議会の一次の指定等並びに同法第五十七条の一項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項と規定に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~6 (略

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市でおきる」とあるのは「なび第二号(イを除く。)に掲げる業務」とあるのは「技術」と、「大神道の関策による事務の実施状況」とあるのは「技術」と、「大神道の関策による事務の実施状況」とあるのは「大神道のであるのは「大神」と、「大神道のは、児童」とあるのは「大神」と、「大神道のは、児童」とあるのは「大神」と、「大神道のは、児童」とあるのは「大神」と、「大神道のは、児童」とあるのは「大神」と、「大神道のは、児童」とあるのは「大神」と、「大神道のは、児童」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務」とあるのは「大神」と、「大神道の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市で、第二項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市の場合においては、アンドで

7 第一項の間2~6 (略)

第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村における業務がでいる。)」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務第二号(イを除く。)に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号(イを除く。)と、同法第十三条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務がでいる。)」とあるのは「第十一条第一項第二号(大を除く。)と、同法第十三条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務がである。)と、同法第十三条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「前第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行第二号の規定による里親への委託の状況」と、「表第八項中「行第二号の規定による里親への委託の状況」と、「表第八項中「行第二号の規定による里親への委託の状況」と、「表第八項中「行第二号の規定による事務のは「別の表別のは「規定」と、「技術並びに各を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各を行うとともに、児童」と、「技術並びに各 町 町村の行うこの対第一項の場合に 滑に行われるよう、 場合に 法律に基づく児 お V 市 7 町村に対 児 童 童 は「児童」と、「技術並びに各する必要な助言及び適切な援助 祉 法 する業務 が適 項 中 正

のは「行き」と 同法第十八条第二項中 「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の十
和事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十
和事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十
和事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十
和事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十
和事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十
第七十八条の五の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第二十一条の五の十
第七十八条の五の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第二十一条の五の十
第七十八条の五の二十第一項の規定による事業の廃止
第七十八条の五の二十七第三項の規定による事業の廃止
第七十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市で長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の十
「関係指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十四条の土の日において準用する場合を含む。)中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の十カの二において準用する場合を含む。)中「指定都市若しくは中核市の長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」と、同法第二十四条の出籍で表別を記述を記述といる。

て準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の一門大条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「対方者(都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項がら第四項まで及び指定都市」と、同法第三十四条の三第二項を除く。)」と、同法第三十四条の一項中「市町村」と、同条第一項、第三項及び第三十四条のは「指定都市以外の市町村」と、同条第十項中「市町村」とあるのは「指定都市」と、同条第十項中「市町村」とあるのは「指定都市」と、同法第三十一条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第十一条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市の区域又は一番しくにコ以上の当該指定都市以外の市別に、計算を経り」とあるのは「指定都市の区域又は一番しくは二以上の当該指定都市の区域であつて、児童相談所と」と、同会に、統合区を含む。以下この号において、児童相談所とは、にかいのは、「特別区を含む。以下この号において、児童相談所と、同会第二条第一項、第二項を記述と、同会第二項、「対対」と、同名のは「特定都市の区域であつて、児童相談所と、「日本部では、「日本のは「特定都市の」と、「日本のは、

第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかるものを除く。)」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係

規定による親子再統合支援事業 道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に 養護自立支援拠 立支援拠点事業下四条の七の四接事業について接事業について

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第四項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による情別を表す。

る妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による病児保育業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による規定。 又は意見表明等支援事業 検査に関する規定は、これを適用しない。 令に関する規 定 同法第三十四条の 制 限又 停止に 七の六 第 7 \mathcal{O} 項 都 \hat{O} 道 規定によ 府 県 知

規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があ、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る、同法及び同令中都道府県に関する第百七十四条の二十六第三項、第四びに第三項において準用する第百七十四条の二十六第三項、第四がに掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項並処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施処理することとされている事務(第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第 第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第 第 一項の規定により、同項の第百七十四条の四十九の二(児童福祉に関する事務) るものとする。

〜五 (略) 児童福祉法第六条の三第 一号の規定による認定に関する事務の三第一項第二号及び児童福祉法 施 行 冷第

児童福祉

する事務 法第十二 一条の 匝 第 一項の 規定による条例の 制定に

検査に関する規定は、これを適用しない。第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事のての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設につい

童 -四条の日本組に日本 関する事

規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があ、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項並処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施処理することとされている事務(有項の規定により、間項の中核市(以下「中核市」という。)が一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が るものとする。

新 設

5 設 兀 略

. 関

新

五. 略

- 24 -

_よる指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務||三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定に||、児童福祉法第十三条第三項第二号並びに児童福祉法施行令第

(略)

び児童福祉法施行令第十六条から第二十条までの規定による保-三 児童福祉法第十八条の十八から第十八条の二十の二まで及

第一項の規定による報告の

十六~十九 (略) ベースへの記録等に関する事務 「人一スへの記録等に関する事務」

第十一 二第一項、 十一項並びに第三十三条の六の規定による措置等に関する事第一項、第二項及び第四項、第三十三条第二項、第九項及び児童福祉法第二十七条から第三十一条まで、第三十一条の

二十二 児童福祉法第三十三条の六の二の規定による措置、同法第三十三条の六の三の規定による利用の勧奨、同法第三十四条の七の三のから第四項までの規定による届出、同法第三十四条の七の三のから第四項までの規定による届出、同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の実施、同条第二項がら第四項までの規定による相当の勧奨、同法第三十四条では停止の命令に関する事務

三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七二十七 中核市が行う妊産婦等生活援助事業に係る児童福祉法第 の七の規定による制限又は停止の命令に関する事務

二十八~四十二 (略)

関する事務 児童福祉法第五十九条の四 |第四項の規定による勧告等に

七〜十 (略) よる指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務 よる指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務 三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定に 児童福祉法第十三条第三項第一号並びに児童福祉法施行令第

童福祉法施行令第十六条から第二十条までの規定による保育士十一 児童福祉法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び児七〜十 (略) の登録等に関する事務

(新設)

(新設)

の四第二項の規定によるデー

十七

略

(新設)

十八~二十一 (新 略

一十二~三十六 略

三十七 児童福祉: 関する事務 法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に

前頁の場合で

2 前項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正がつ門村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「大術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の人人を廃止し、又は休止のようとするとさむ。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の情見」とあるのは「北州関・中で変疾病医療力を含む。)中「前項の場合において、当該」とあるのは「ものから」と、同法第二十一条の五の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の目の一指定を存む。)中「前項の法第二十一条の五の二十七第二項中「指定都市若しくは中核市の人」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「報道府県知事」と、同法第二十一条の五のは「規定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定といる。

三十八 (略)

び保育で 所 (これらのうち都) 道府県が設置するものを除く。

3

「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点いての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七いての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七 第百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのおいて、同条第二項中「前項」とあるのは「第百七十四条の六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場 百七十四条の .施設」と、「第三十八条の規定による児童福祉施設.七十四条の四十九の二第一項第三十一号に規定する. 「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福 一号に規定する特

3 第百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合に関する規定、同条第二項中「第一項」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項」とあるのは「第百七十四条の四十九の二第一項」とあるのは「第二十七条第六項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第二十七条第六項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第二十七条第六項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第八項中「第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の四十九の二第一項と、同条第二項と、同条第二項」と、「第11章」と、同条第二項目的表示で、第11章」と、「第11 条の規定による同号に規定する特定児 第三十八条の規定による児童福祉施設十九の二第一項第二十五号に規定する 」とある 十五号に規定する特定児童福祉施設」と、 |「第四項の規定による第百七十四条の 童 」とあるのは 」と読み替える

(傍
線部
分
は改
正部
分)

二〜六(略) 二〜六(略) する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育事業の用に供預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時就問支援のみを行う事業を除く。) 同法第六条の三第二項に	居宅訪問型児童発達支援又は 同条第五項に規定する保育所第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第四項に規定児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二する。 第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げる略)	(占用物件)
二~六(略) 二~六(略) する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所する施設及び同法第三十九条第一項に規定する小規模保育事業の用預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の別定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する試問支援のみを行う事業を除く。) 同法第六条の三第二	問型児童発達支援又は同条第に規定する障害児通所支援事祉法(昭和二十二年法律第百新工項の政令で定める社会福第二項の政令で定める社会福	(占用物件) 現

_
应
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	(略)	条の二、第三十 二の二―第四条 二十一条―第二 条の二、第三十	改
イ・ロ (略) ハ 次に掲げる防火対象 ハ 次に掲げる防火対象 (4)(1)〜(3) (第)(4) 児童発達支援センターは児童福祉法第六条の足質に掲げるものを除て、同条第十七項に規定する生活を総合的に支援・1000を除って、10000では、1000では	(略)	四条の四―第三十六名の三、第六条、第二条の三、第三条、第九名条の三、第三十の三、第三十の三、第三条、第二条の二―第三条、第二条の二―第三条、第二条の二―第三条、第二条の二―第三条、第二条の二―第三条	正
対象物		-六条関係) -六条関係) - 六条一第十四条、第三十四十一条、第三十四条、第十九条、第三十四条、第十九条、第第三条の三、第四条、第四条の	案
六	略)	条の二、第三 二十一条—第四 二十一条—第四 (第	現
イ・ロ (略) (1) (3) (略) (1) (1) (3) (略) (1) (3) (略) (1) (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する放開後等デイサービスを行う施設(児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援をセンターを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十四項に規定する生活介護、同条第十四項に規定するま労継続支援若しくは同条第十五項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する対策を持ちるといる。)	(略)	三十四条の四―第三十六条関係)第二十九条の三、第三十一条、第三十四条の三、第六条、第九条―第十四条、第二条の三、第六条、第三条の三、第四4	



 \bigcirc (傍線部分は改正部分)辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百一号)(抄)(第五条関係)

十~十七(略)	九 こども家庭センター一〜八 (略)	掲げるものとする。	第二条 法第二条第二項符	(法第二条第二項第六号の施設)	改
			第六号に掲げる政令	号の施設)	正
			で定める施設は、次に		案
			に第一第一		
十~十七 (略)	九 母子健康包括支援センター一〜八 (略)	げる	二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、	(法第二条第二項第六号の施設)	現
			る政令で定める施設は、次に		行

 \bigcirc 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号)(抄) (第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

十・十一 (略)	るものとする。 6 法第十四条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げ2~5 (略)第七条 (略)第七条 (略)	改正案
十・十一(略) れ、市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ー〜八 (略)	るものとする。 6 法第十四条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げ2~5 (略) 第七条 (略) (地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)	現

0

防 衛 施 記問 辺 0 生 活 環境の 整備 等に 関する法律 施 行令 (昭 和四 + ·九年政令第二百二十八号) 抄) (第六条関係) (傍線部

分

は改正部分

第七条 七~九 四~六 施設とする。 (削る) う施設 では規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施 (防音工事の対象となる施設) 育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行 掲げる事業を行う施設に限る。 児童福祉法 律第百四十 項に規定するこども家庭センター 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、 (略) 改 略 (昭和二十二年法律第百六十四 号) 第一 一十二条第一 正 児童福祉法第三十九条第一項第一号から第四号までに (母子保健法 (昭和四 号) 第十条 案 次に掲げる 昭和四十年 0 第七条 八 〜 川 項 に 施設とする。 一・二 (略) (防音工 第四十 行う施設保育事業若しくは同条第十二 施設、 九項に規定する家庭的保育事業、 元項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第2000、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第 母子保健法 規定する母子健康包括支援センター 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、 事の対象となる施 現 (略) 昭 和四十 設 年法律第百四十 項に規定する事業所内保育事業を 第二十二条第二 行 次に掲げる

 \bigcirc 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号) (抄) (第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

2 第

五~七(略)	る 四 ((避難促進施設) (選難促進施設)	改
	, ,	る施設 一の政令で定める 一の政令で定める 一の政令で定める 一の政令で定める 一の政令で定める 一の政令で定める の用に供する一時預別 が表第三項に の用に供するが の用にはずるが の用にはずるが のになるが	正
		とも家庭センター、児童相談 定める施設は、次に掲げるも 東美、同条第二十項に規定する 事業、同条第二十項に規定する 下項に規定する子育で短期支 事業、同条第二十項に規定する をある施設、同法第六条の三の では同条第二十項に規定する では同条第二十項に規定する では同条第二十項に規定する では同条第二十項に規定する では同条第二十項に規定する でも家庭センター、児童相談	案
六~八 (略)	受「「現定する母子健康包括支援センターその他これに類する施」「項に規定する母子健康包括支援センターその他これに類する施」「一母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第二二〜四 (略)	(避難促進施設) (避難促進施設) (避難促進施設)	現
	号) 第二十二条第	がる施設は、次に掲げるものの他これらに類する施設は、次に掲げるものでは、 一項に規定する子育で短期支 ででででは、 でででででででででででででででででででででででででででででで	行

二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 四月の世には、日子は、日子は、日子に、日子の他にれらに、日子の、日子に、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	 一設その他これらに類す)の用に供する施設、 大明童発達支援又は放	二・三 (略) とも家庭センター、母子・父子福祉なども家庭センター、母子・父子福祉なども家庭センター、母子・父子福祉などのである。)、障害児通所支援事業施設を除く。)、障害児通所支援事業
宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設業に限る。)の用に供する施設、保護施設短期入所、自立訓練、就労移行支援又は強援センター、福祉ホーム、障害福祉サービ援・文学・福祉会参加支援施設、障害者は福祉施設(老人介護支援センターを除く。、次に掲げるものとする。	童福祉施設(児行支援又は就労害福祉サービス設、障害者支援ターを除く。)	設及び宿所提供施設を除く。)、児の では、
(制限用途) 現の政令で定める社会福祉施設、学校及び医(制限用途) 現	る社会福祉施設、学校及び医第	第六条 法第十条第二項の政令で定め (制限用途) 正
(傍線部分は改正部分) (佐線部分は改正部分) (佐線部分は改正部分) (本紀十三年政令第八十四号)(抄)(第八条関係)	火害防止対策の推進に関する法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

 \bigcirc 健康增進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)(抄)(第九条関係)

(傍線部分は改正部分)

(第一種施設) (11	改 正 案	
(第一種施設) (第一種企業) (第一在企業) (第一在	現	
政令で定める施設は、次に掲げる 政令で定める施設は、次に掲げる 理に規定するに関連を育成事業、同条第六項に規定するに規定するに規定する地域 と項に規定する。事業が、同条第五項に規定する地域 を発生では、同条第六項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第一項に規定する地域 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、同条第三 を発生では、の一等のでに、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	行	

 \bigcirc 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)(第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

・三 (略)		(略)	二 • 設 三
する施設する施設があるものに限る。)その他これらに報	他これらに類する施力が、産婦又はじょう	収容施設があるものに限る。)その供する施設。ことも家庭センター(婦用のに
こ 骨) びぎ 直送ぶつ うつこせつ。 こうり しったに供する施設、母子健康包括支援センター (妊婦、産婦	等生活援助事	かり事業の用に供する施	
設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事	事業の用に供する	供する施設、子育て短期支援	$\stackrel{\circ}{\smile}$
は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供扱す。2 を除く / 阿鲁男道尼克技事業(男童矛章	ビスを行う事業	発達支援又は放課後等デイサークで具業支援するクライクを	事業(5
/ ヱーと余い。)、章巪己垂斤乞爰事矣(己章と幸乞援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家)、章亭見通斤攴援施設、児童家庭	みが 見見 友愛 ファスーシネン。 設、 児童 厚生 施設、 児童 自立 支	活支
保護施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母	児童福祉施設(設及び宿所提供施設を除く。)、	保護
援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護	保護施設(限る。)の用に供する	援助
立訓練、就労移行支援、就労継続支	援又は共	練、就労移行支援、	短期入
センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生	兼 (生	祉ホーム、障害福祉サ	セ
社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活	段、 地域活	者社会参加支援施設、障害	、身体容
ーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供	用に供する施	延対応型老	1
設(老人介護支援センターを除く。)、	除く。)、有料老人	福祉施設(老人介護支援センターを除	一 老人!
及び医	る。	び医療施設は、次に掲げるものとす	、学校及び
-九条 法第五十七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設(特定開発行業に係る制限用道)	定める社会福祉施設 第-	法第五十七条第二項第二号の政令で発行者に係る制限用送り	第十九条
至司多了.多二条.0月是目		丁多二条:> 川旻目	
現	案	改正	
			7

 \bigcirc 第

十一条関係)地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令 (平成十七年政令第二百五十七号) (抄)

分

五. 助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業若しく護自立支援拠点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十五項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業の資産のでは、同条第二項に規定する子育て短期支援事業、童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、 (公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施 害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児訪問支援のみを行う事業を除く。)、同条第六項に規定する障る居宅訪問型児童発達支援又は同条第五項に規定する保育所等 規定する里親支援センター 十条に規定する児童厚生施設、同法第四十四条の二第一項に規する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在 る施設、同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターは同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業の用に供す 定する児童家庭支援センター又は同法第四十四条の三第 二第一項に規定する障害児通所支援事業 (同条第四項に規定すり) 見童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二の 母子及び父子並びに寡婦福祉法 法第六条第六項の政令で定める施設は、 改 正 (昭和三十九年法律第百二十 次に掲げるものと 案 項に 第二条 する。 五. (公営住宅建替事業の施行 施設、 する児童家庭支援センター 業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する る居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第五項に規定す児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定 母子及び父子並びに寡婦福祉法 法第六条第六項の政令で定める施設は、 同法第三十九条第一項に規定する保育所、 現 の要件に関する特例に係る公共公益 (昭和三十九年法律第百二十 傍線部 次に掲げるものと 同法第四十条 分は 行 改正部

は同条第三項に規定する母子・父子休養ホーム九号)第三十九条第二項に規定する母子・父子福祉センター又

六~九

(略)

六~九

- 43 -

障 害 者 0 日 常 生活 及び社会生活を総合的に支援するための 法律 施 行令 (平成十八年政令第十号) (抄) (傍線部分はな(第十二条関係)

改

正

案

祉 サー ・ビス 支給要件及び 支給額

「おきない」 係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除に係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービス

額とする。

して得た率をいう。

第三項第二号において同じ。

)を乗じて得た

五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除している。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保定障害者及びその配偶者である場合にあっては、当該特定支給決が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決に関する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者)の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定一〜三 (略)

現

行

改 正 部 分

障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービス害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定。)が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」というく。以下この条において同じ。)については、次に掲げる額を合 係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除に係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービス 額とする。 四十三条の して得た率をいう。第三項第二号において同じ。 者等(前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除 障 害 祉 高額障害福祉サービス等給は サービス等給付費は、 費 0 支給 及び支給額)を乗じて得た 支給決定障

<u>\</u> \frac{\int}{\equiv}

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定可 の 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定 の 一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定 の 一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定 五額 得た額 一の五第 項に規定する障害児通所給付費等の 合計額を控除

五.

2

2

- 44 -

決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給において同じ。)を合算した額が負担上限月額(当該支給決において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第一の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児決び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十 ある場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサする通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)で 及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にか より同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。 た額とする。 等給付費を支給するものとし、 かわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サー と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。 は入所給付決定保護者である場合にあっては、 ビスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。 に受けたサービスに係る第一項第 所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定 その額は、 掲げる支給決定障 次に掲げる額を合算し とする。以下この項当該負担上限月額 項同の項 対規定に 第四 3

3

\ 8

決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者がの保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四の保護者「項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児 及び第五項に ある場合における当該通所給付決定保護者が同 は入所給付決定保護者である場合にあっては、)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等 する通所給付決定保護者をいう。 た額とする。 等給付費を支給するものとし、 かわらず、当該支給決定障害者等に対して高 特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。 ビスに係るものとする。 り同項に に受けたサービスに係る第一 第十七条第二号又は 所給付決定保護者 規定する支給決定を受けた障害児の保護者に (当該支給決定障害者等 においてI 同じ。)を超えるときは、第 者をいう。以下この条において同じ。)で(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定 以下この項及び第五項において同じ。 げる支給 決定 次に掲げる額を合算し がげる額 額障害福祉サービス 第一項の規定にかとする。以下この項とする。以下この項当該負担上限月額 の月に受けたサ 項の規定に 同項第四号 が 限る。) (法第十 同

5

- 45 -

 \bigcirc 特例に関する政令(平成1平成二十二年四月以降に (平成二十三年政令第二百九号)(抄)(第十二条関係) 以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の

(傍
傍線部分は改正部分

祉 法施 行

改

正

案

現

行

分

臨

第

の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)のあつれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援(法第二十一条の五第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞの五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条 号に規定する特定支給決定障害者(以下「特定支給決定障害者」援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第四の世帯に属する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 ŧ 規定する手当金等 特例に関する法律 に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の 日までの間 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事日までの間(以下「特例対象期間」という。)に平成二十二 (手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一 |童福: 祉法第六条の二 交付を受けていない者であって、こう(以下「手当金等」という。)の交付を受けた(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に 平成二十二年六月四日から平成二十 (指定通所支援のあつた月が四月から六月まで 」とあるのは 規定する通

> 童 令 \mathcal{O} 特

第

本受けたものを含む。)の手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付という。 規定する手当金等(以下「手当金等」という。)の交付を受けた特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事十一日までの間(以下「特例対象期間」という。)に平成二十二 号に規定する特定支給決定障害者(以下「特定支給決定障害者」援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第四の世帯に属する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支もの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一 であって、 項に する年度 福 祉法第· 規定、 する指定 六条 O所支援のあつた月が四月から六月まで 一年六月四日か一の二第九項に 所支援をいう。 規定 以下同じ。 平成二十四 する 所)のあ 付

ず、当該額とする。

を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわら支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいた、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「平成二時度」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年通過所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年の条第三号ロ中「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定

を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらう。)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額方。)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「平成二から六月までの場合にあつては、前年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年通通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年の条第三号ロ中「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定、同条第三号ロ中「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定 当該額とする。

2

2 { 4

行

条 法第七十一条第一難促進施設) 改 項第二号の 正 政令で定める施設は、 案 次に 第十九条 掲げるものとする。 難促 法第七十一条第一促進施設) 現 項

掲げるものとする。

、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設一 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施(制限用途)

第二号の政令で定める施設は、 次に

相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害福祉サービス事業に限る。)の用に供する施設、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童経達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、医療保護施設及び児童遊園を除く。)、障害児通所支援事業(足活支援施設及び児童遊園を除く。)、障害児通所支援事業(と活力護、別本障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、保護施設(医療保護施設及び児童遊園を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、原書に供する施設、保護施設、医療保護施設及び児童遊園を除く。)、原書に供する施設、児童者支援施設、保護施設、と話が表述の用に供する施設、児童者支援施設、保護施設、保護施設、保護を設定した。)、有料老人本人には、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので

二 三

(制限用途)

、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設一、老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施

設 一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉施設(母子 生活支援施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母子 生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支 生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支 生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支 と帰の収容施設があるものに限る。)の用に供する施設、児童の用に供する施設、児童自立支援施設、児童家庭支 で帰の収容施設があるものに限る。)その他これらに類する施 と帰の収容施設があるものに限る。)をの他これらに類する施 と帰の収容施設があるものに限る。)をの他これらに類する施 と帰る。)の用に供する施設、保護施設(医 を開入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 にはする施設、足童福祉を ではずる施設、保護施設(医 を開入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 を開入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 を開入が、自立訓練、就労移行支援、対策を を開入が、とども家庭センター の用に供する施設、保護施設(医 を開入が、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 を開入が、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 を開入が、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生 を開入が、自立訓練、対策を を開入が、に対する施 を開入が、に対する を関入が、に対する を関入が、に対する を関入が、に対する を関入が、に対する を関入が、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、に対する を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関いが、 を関

二•三 (略)

する施設

(略)

0 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)(抄) (第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

五 (略) 正 一 名				
 正 案 正 (略) 正 (本) 三 (本) <li< td=""><td>五 (略) 五 (略) 五 (略) (略) (略) (略)</td><td>学交优学前子どいなり 第十三条 (略)</td><td>に係る特例)(複数の負担額算定基準</td><td>改</td></li<>	五 (略) 五 (略) 五 (略) (略) (略) (略)	学交优学前子どいなり 第十三条 (略)	に係る特例)(複数の負担額算定基準	改
2 第十三条 (複数の負担額 第十三条 (複数の負担額 一今三 (略) 門条第三項に規定する居宅が でする居宅が でする居宅が	する居宅訪問型児童発生の二の二第二項に規定と	り。 担額算定基準子ども」,	準子どもがいる教育・□	正
(略) 定する居 (略) でする居 でする居 でする居 でする居 でする に規 に規 に規 に規 に規 に の の り に の の の の の の の の の の の の の	達支援を受ける小学する児童発達支援又	とは、次に掲げる小	保育給付認定保護者	案
	五(略) 定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども同条第三項に規定する医療型児童発達支援又は同条第五項に規四 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、一〜三 (略)	父衆学前子どれの一条(略)	に係る特例) (複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者	現

二〜十 (略) ニーキ (政行局の所掌に属するものを除く。)。 の職員を養成する施設に関すること(成育局の所掌に属するもの職員を養成する施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援セン設、児童自立支援施設、児童家庭支援をから、児童心理治療施のを除く。)。 (支援局の所掌事務)	(成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務)	改正案
二〜十 (略) 二〜十 (略) 二〜十 (略) 二〜十 (略) 二〜十 (略) 二〜十 (支援局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務) (成育局の所掌事務)	現

(家庭福祉課の所掌事務) 家庭福祉課は、

局の所掌に属するものを除く。)。

レター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること(成育設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援セ 『立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援セ母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施 次に掲げる事務をつかさどる。

る部分に限る。 部分に限る。)に掲げるもののほか、第一号(里親支援センター及びその際 : 里親に関すること。 職員を養成する施設に係

六~九

こどもの養護に関すること。

五四 る施設に係る部分に限る。)及び前三号に掲げるもののほか、立支援施設及び里親支援センター並びにこれらの職員を養成す一第一号(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自

家庭福祉課の所掌事務

設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれら乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施十二条 家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 のを除く。)。 の職員を養成する施設に関すること(成育局の所掌に属するも

里親に関すること。 (略)

五四 限る。) 及び前三号に掲げるもののほか、こどもの養護に関す自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に一 第一号 (乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童

六~九

ること。

略